

特定非営利活動法人

古き良き文化を継承する会

定 款

定 款 目 次

記載事項	頁	記載事項	頁
第1章 総 則		第5章 運営組織	
名 称	1	事務局	7
事務所等	1		
目 的	1	第6章 資産及び会計	
特定非営利活動の種類	1	資産の構成	8
事業の種類	2	資産の区分	8
		資産の管理	8
第2章 会 員		経費の支弁	8
種 別	2	会計の原則	8
入 会	2	会計の区分	8
会 費	3	事業年度	8
会員資格の喪失	3	事業計画及び予算	8
退 会	3	事業報告及び決算	9
除 名	3		
拋出金の不返還	3	第7章 定款の変更及び解散	
		定款の変更	9
第3章 役員及び顧問、参与		解 散	9
種別及び定数	3	合 併	9
選任等	4	残余財産の帰属	10
職 務	4		
任 期	4	第8章 公告の方法	
欠員補充	5	公 告	10
解 任	5		
報酬等	5	第9章 雑 則	
顧問及び参与	5	施行細則	10
第4章 会 議		附 則	10
種類及び開催	5	(定款の施行日)	
構 成	6	(設立当初の役員任期)	
招 集	6	(設立当初の役員)	
会議に付議すべき事項	6	(設立当初の事業年度)	
議 長	6	(設立当初の事業計画及び収支予算)	
定足数	6	(設立当初の会費)	
議 決	6		
議事録	7		

特定非営利活動法人 古き良き文化を継承する会

定 款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 古き良き文化を継承する会 と称する。
以下「本会」という。

(事務所等)

第2条 本会は、主たる事務所を東京都中野区に置く。必要に応じ支部を置くことが出来る。

(目 的)

第3条 本会は、映画、音楽、舞台など大衆文化に対する豊富な知識と経験を元に、その有形無形の大衆文化財の散逸を防ぐため、保存がされにくい素材、関連資料を文化遺産としてきちんと保存並びに研究、継承していきつつ、広く不特定多数の市民や団体等を対象に資料の開示及び提供し、文化的側面から次世代の人材育成を推進し、もって文化、芸術の振興を図るとともに社会教育、国際親善など公益の増進に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 本会は、特定非営利活動促進法（以下「法」という）第2条の別表に掲げる項目のうち、文化、芸能、芸術の分野に関連して、次の活動に積極的に貢献する。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) 学術、文化、芸術またはスポーツの振興を図る活動
- (3) 国際協力の活動

(事業の種類)

第5条 本会は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- (1) 大衆文化に関する資料の収集、保存及び調査研究事業
- (2) 大衆文化の継承、普及に関するイベント、展覧会、講演会などの開催事業
- (3) 大衆文化に係わる助言または支援、協力事業
- (4) 大衆文化に関する諸外国との国際交流事業
- (5) 大衆文化に関する関係機関、団体との連携、相互交流事業
- (6) 大衆文化に関する資料の編纂及び刊行
- (7) 大衆文化に関するホームページの運営、会報発行などによる普及・啓発事業
- (8) その他、本会の目的を達成するために必要な事業

第2章 会 員

(種 別)

第6条 本会の会員は、正会員及び賛助会員の2種とし、正会員をもって法上の社員とする。

- (1) 正会員は、この法人の目的に賛同して入会した個人とする
- (2) 賛助会員は、本会の趣旨に賛同して賛助するために入会した個人及び団体とする

(入 会)

第7条 会員の入会について、特に条件は定めない。

2. 会員として入会を希望する者は、所定の入会申し込み書を提出し、代表理事に申し込むものとする。
3. 代表理事は、前項の入会申し込み者が第6条第1項の条件に適合すると認められる時は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
4. 代表理事は、第2項の入会申し込み者の入会を認めない時は、すみやかに理由を付した書面をもって、本人にその旨を通知しなければならない。
5. 賛助会員として入会を希望する者は、所定の入会申し込み書を提出しなければならない。

(会 費)

第8条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員資格の喪失)

第9条 会員が、次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき
- (2) 本人が死亡し、もしくは失踪宣告を受け、または会員である団体が消滅したとき
- (3) 除名されたとき
- (4) 会費を1年以上滞納したとき

(退 会)

第10条 会員で退会しようとする者は、別に定める退会届を提出し、任意に退会することが出来る。

(除 名)

第11条 会員が、次の各号の一に該当する場合には、総会の議決を経て除名することが出来る。

- (1) 本会の定款に違反したとき
 - (2) 本会の名誉を傷つけ、または本会の目的、趣旨に反する行為があったとき
- 2.前項の規定により、会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(入会金及び会費の不返還)

第12条 すでに納入した入会金、会費は、返還しない。

第3章 役員及び顧問、参与

(種別及び定数)

第13条 本会に、次の役員をおく。

- 理事 3名以上5名以内
監事 1名以上2名以内

2. 理事の中から代理理事1名を定めるものとし、常務理事2名以内をおくことが出来るものとする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において正会員の中から選任する。

2. 代表理事、常務理事は理事の互選により選任する。
3. 監事はこの法人の理事及び職員を兼ねることが出来ない。
4. 役員のうちには、それぞれの役員についてその配偶者若しくは、三親等以内の親族が、一人を超えて含まれ、また当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が、役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
5. 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることが出来ない。

(職務)

第15条 代表理事は、本会を代表し、会務を統轄する。

2. 理事は、理事会を構成し、定款及び総会の議決に基づいて会務を執行する。
3. 常務理事は、理事会の議決に基づき本会の常務を処理するとともに、代表理事がなんらかの理由で欠けたときは、代表理事があらかじめ指名した順序によってこれを代理する。
4. 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務または財産に関し、不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会または所轄庁に報告すること
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること
 - (5) 理事の業務執行の状況またはこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること

(任期)

第16条 役員の任期は、2年とする。但し再任を妨げない。

2. 補欠または、増員により選出された役員の任期は、前任者または現任者の残任期間とする。
3. 役員は、辞任または任期満了後においても後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事または監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決によりこれを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められたとき
- (2) 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があったとき
2. 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2. 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
3. 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(顧問及び参与)

第20条 本会に、顧問及び参与を若干名置くことができる。

2. 顧問及び参与は、理事会の推薦により、代表理事が委嘱する。
3. 顧問及び参与は、重要な事項について、代表理事の諮問に応じ、理事会に出席して意見を述べることができる。

第4章 会 議

(種類及び開催)

第21条 会議は、総会及び理事会とする。

2. 総会は、通常総会及び臨時総会とし、通常総会は、毎年1回開催する。
3. 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 理事会で必要と認められたとき
 - (2) 正会員の5分の1以上からの請求があったとき
 - (3) 第15条第4項の規定により、監事が招集したとき

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

2. 理事会は、理事をもって構成する。

(招集)

第23条 会議は、監事が招集する臨時総会を除き、代表理事が招集する。

2. 会議の招集は、会議を構成する正会員または理事に対して、会議の目的及び審議事項、日時及び場所を記載した書面をもって、開催の日の少なくとも1週間前までに通知しなければならない。

(会議に付議すべき事項)

第24条 総会には、次の事項を付議する。

- (1) 事業計画及び予算、並びにその変更
- (2) 事業報告及び決算
- (3) 役員を選任または解任、職務及び報酬
- (4) 定款の変更
- (5) 本会の解散または合併
- (6) 会費の額
- (7) その他運営に関する重要事項
- (8) 前各号のほか、理事会より付議された事項

2. 理事会には、この定款に規定する事項のほか、次の事項を付議する。

- (1) 総会で議決した事項の執行に関すること
- (2) 総会に付議すべき事項
- (3) その他、総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(議長)

第25条 総会及び理事会の議長は、代表理事がこれにあたる。

(定足数)

第26条 会議は、総会にあつては、これを構成する正会員の3分の1以上、理事会にあつては、理事の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第27条 会議における議決事項は、第23条第2項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2. 議事は、この定款に規定するもののほか、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長がこれを決する。
3. 正会員及び理事の表決権は平等なものとする。
4. 会員または理事は、議決権の行使を、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができるとする。
5. 前項の場合における前条の規定については、その正会員または理事は出席したものとみなす。
6. 会議の議決について、特別の利害関係を有する正会員及び理事は、その議事の議決に加わるできない。

(議事録)

第28条 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者または表決委任者数付記）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
2. 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2名以上が署名押印しなければならない。

第5章 運営組織

(事務局)

第29条 本会の事務を処理するため、事務局を置く。

2. 事務局には、事務局長及び職員若干名を置くことができる。
3. 事務局の組織及び運営に関する事項は、理事会の議決を経て、別に定める。

第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第30条 本会の資産は、次の各号をもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 事業に伴う収益
- (5) 資産から生ずる収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第31条 本会の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

(資産の管理)

第32条 本会の資産の管理は代表理事が管理し、その方法は理事会の議決を経て代表理事が別に定める。

(経費の支弁)

第33条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(会計の原則)

第34条 本会の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

(会計の区分)

第35条 本会の会計は、特定非営利活動に係る事業会計とする。

(事業年度)

第36条 本会の事業年度は、毎年1月1日に始まり、12月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第37条 本会の事業計画及びこれにともなう予算は、毎事業年度、代表理事が作成し、総会の議決を経なければならない。

2. 予算成立後にやむをえない事由が生じたときは、総会の議決を経て既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第38条 本会の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに代表理事が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2. 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

第7章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第39条 本会が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項については所轄庁の認証を得なければならない。

2. この法人の定款を変更（前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。）したときは、所轄庁に届け出なければならない。

(解散)

第40条 本会は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2. 前項第1号の事由によりこの法人が解散する場合は、正会員総数の4分の3以上の議決を得なければならない。

3. 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(合併)

第41条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第42条 本会が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会において議決したものに譲渡するものとする。

第8章 公告の方法

(公告)

第43条 本会の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

第9章 雑 則

(施行細則)

第44条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て、細則で定める。

附 則

1. この定款は、法第10条により、法人成立の日から施行する。
2. 本会の設立当初の役員は、第16条第1項から第3項までの規定にかかわらず、法人成立の日から平成17年2月末日までとする。
3. 本会の設立当初の役員は、設立総会の選任により下記のとおりとする。

代表理事	根本 隆一郎
理 事	丸山 甫
理 事	菅谷 覚
監 事	太田 光彦
4. 本会の設立当初の事業年度は、第36条の規定にかかわらず、法人成立の日から平成15年12月31日までとする。

5. 本会の設立当初の事業計画及び収支予算は、第37条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

6. 本会の設立当初の会費は第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員	(個人)	会費年額	3,000円
(2) 賛助会員	(個人)	会費年額	5,000円
(3) 団体賛助会員		会費年額	50,000円

これは、当法人の定款である。

東京都中央区日本橋本町1-4-9

ミヤギ日本橋ビル8階

特定非営利活動法人 古き良き文化を継承する会

理事 根本隆一郎